

愛知県国民健康保険運営協議会条例

平成二十八年一月二十二日

条例第五十九号

愛知県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

愛知県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第七条の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、前条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ前条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員により選挙された者がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年三月一日から施行する。

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。